県内中小企業を狙った 融資保証金詐欺に注意

全国の被害(23年6月末) 233件

約3億2千万円!

融資保証金詐欺ってなに?

資金繰りに窮した個人や中小企業に対し、融 資する意志がないのにもかかわらず、FAX、 ハガキやダイレクトメールなどを送りつけ、融 資を申し込んできた人に対し、保証金や手数 料等の名目で、現金を口座に振り込ませるな どの方法による詐欺。

901 県内の 酔資保証余

平成23年7月末 件数 7件 被害総額 約660万円

前年同期比

数 件

5件增加

被害総額 約580万円增加

県内で最近発生した被害は?

◎手数料・供託金や振込方法の不備を理由に次々と振り込ませる!



会社事務所に「中小企業向け融資制度のご案内」等の融資案 内のFAXが入り、融資を申し込むと「手数料・供託金が必要」 「入会金・年会費が必要」と言われて振込んだが、更に「個人名 義では手続きできない、振込金額が間違っているので機械が 認識しない」などと言われて、次々とお金を振り込んで騙し取ら れた。

震災・水害に便乗した手口は?

他県では、「東日本大震災の影響で売り上げが減少するおそれのある中小企業に融資しま す」「こんな時こそ力を合わせて日本復興を!全国の中小企業の皆さまへ低金利での融資の ご案内!」などと記載した FAX などを送りつけ、あたかも震災により経営に被害を被った会社 を救済するかのごとく欺き事務手数料や保証金等の名目で現金を騙し取る手口が発生。

正規の貸金業者は、いかなる名目であっても、融資 を前提に現金の要求をすることはあり得ません!

お金を借りるのに「先に保証金を払え」は詐欺!



従業員の方へ~架空請求詐欺に注意!~

メール・電話やハガキ等による身に覚えのないサイト料金・

退会手数料等の請求は、無視してまず相談

【振り込め詐欺についてのご相談は】

警察相談専用電話「#9110」 新発田警察署 (0254)23-0110

